

荒尾市重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障害者(児)が保険診療を受けた場合に、その自己負担額の一部について償還払いにて助成します。医療費助成を受けるためには、事前に受給資格者認定申請が必要です。認定後、「受給資格者証」を発行します。

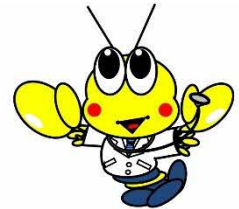
助成対象者 荒尾市内に住所がある満1歳以上の者で下記のいずれかに該当し、健康保険に加入している人
※ 居住地特例対象者は、荒尾市に住所がなくても助成対象となります。

身体障害者手帳1級、2級所持者	療育手帳A1、A2判定所持者
精神障害者保健福祉手帳1級所持者	福祉手当受給相当者

申請に必要なもの(初回) 新規手帳取得者や転入者へは、福祉サービス説明時に福祉課からご案内します。

1. 重度障害であることを明らかにする書類(障害者手帳、手当の認定通知書など)
2. 健康保険の資格確認書やマイナポータル内の画面コピーなど、被保険者名・記号番号のわかるもの
3. 受給資格者本人の預金通帳(キャッシュカード可)
4. 受給資格者本人、配偶者、同居の扶養義務者のマイナンバー

代理申請の場合 …上記に加え 認印、委任状、代理人の身分証明書



助成額 1か月に支払った一部負担金を全額助成します(※令和7年1月診療分～)。

※ 健康保険から支給される高額療養費や一部負担還元金、家族療養付加給付金、その他公的な給付がある場合はその額を差し引いて助成します。詳しくは裏面をご確認ください。

※ 令和6年12月31日以前の診療や施術にかかる医療費については、従来どおり

外来診療の場合(調剤合算)→「1,000円」 / 入院の場合→「2,000円」を差し引いて助成します。

受給申請方法 重度心身障害者医療費助成申請書(青色の申請書)を窓口へご提出ください。

- 申請期間 : 診療月の翌月から1年間 (例)令和8年4月診療分 → 令和8年5月から令和9年4月末日まで
- 提出書類 : 「申請者が記入する欄」を記入し、①医療機関等の証明を受けるか、②医療機関等が発行した領収書(レシート不可)を添付して市役所に提出してください。

- ※ 直接提出でも郵送でもどちらでも構いません。また、市民サービスセンター(ゆめタウンシティモール2階)でも受付できます。市民サービスセンターでは、領収書は返却できませんのでご了承ください。
- ※ 必ず診療月の翌月以降に(医療費が確定してから)ご提出ください。医療機関等にて返金が発生したり、追加の高額療養費が発生したりして、差し引き調整ができない場合、助成金を返還していただくこととなります。
- ※ ご加入の健康保険組合から高額療養費の決定通知が届きましたら、お早めにご提出ください。決定通知のご提出まで、支給は保留となります。

郵送の場合の宛先	〒864-8686 荒尾市宮内出目390番地 荒尾市役所 健康保険課 医療支援係 (重度医療担当者)
----------	---

支給日 申請日の3~4か月後、受給者が資格取得時に指定した口座へ振り込みます。

- ※ 毎月17日(休日の場合は、翌日)が支給日、20日(休日の場合は、前日)が受付締切日となります。
(例)令和8年4月21日~5月20日受付分 → 令和8年8月17日支給
(例)令和8年5月21日~6月19日受付分 → 令和8年9月17日支給
- ※ 助成額が発生する場合、毎月支給日の数日前(12~15日頃)にハガキで通知いたします。

けんこう ほけん しきゅう きゅうふきんとう と あつかい
健康保険から支給される給付金等の取り扱い

ほけんしんりょう いちぶたんきん から さしひいたぶん を じょうせき します。
保険診療の一部負担金から差し引いた分を助成します。

高額療養費

1か月の保険診療の自己負担額が、月の限度額を超えた場合、高額療養費が支給されます。

☆ 高額療養費は申請が必要です。ご加入の保険者(健康保険組合等)へお問い合わせください。

☆ マイナ保険証や限度額認定証を利用すると、医療機関窓口での1か月のお支払いが最初から自己負担限度額までとなります。

☆ 同月に入院や外来など複数の受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となる場合があります。

附加給付金

保険診療の自己負担額が一定の金額を超えると、附加給付金が支給される場合があります。

☆ 附加給付金は自動払いとなることが多いようですが、詳しくはご加入の保険者(健康保険組合等)へお問い合わせください。

☆ 各種支給決定通知書がお手元に届きましたら、健康保険課医療支援係窓口(12)までご提出ください。

※ 支給される給付金等に家族分が含まれる場合は按分し、受給資格者本人分のみを差し引きます。

(引きすぎないように計算します)



ほか せいど りょう
他の制度の利用 自立支援医療(更生・育成・精神通院)が利用できる場合は、必ず申請をお願いします。

※ 荒尾市の「子ども医療費助成」制度の受給資格者は、18歳になって迎える最初の3月31日まで「子ども医療費助成」が優先となります。

※ 荒尾市の「ひとり親家庭等医療費助成」制度の受給資格者は、併用ができません。令和7年1月診療分からは、重度心身障害者医療費助成制度をご利用ください。令和6年12月31日以前の診療分は、助成額が高い方をご申請ください(ひとり親家庭等医療費助成制度の助成額は、一部負担金の3分の2です)。

※ 生活保護を受けている方は、重度心身障害者医療費助成制度を利用できません。

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療への加入もできます(移行することより自己負担割合が低くなる場合があります)ので、お気軽にご相談ください。

しよとくせいげん
所得制限 受給資格を満たした方に対して、所得調査を行います。

※ 受給資格者、配偶者、扶養義務者(同一世帯の父母、子)の前年の所得が所得限度額を超えた場合、次回の所得調査まで助成停止となります。所得制限該当者には、毎年8月頃に通知します。

※ 荒尾市重度心身障害者医療費助成制度における所得制限は、特別障害者手当の所得制限に準じます。

じゆきゅうしかくしゃしよ
受給資格者証について 発行された資格者証は、受給資格に変更がない限り、ずっとお使いいただけます。

※ 下記の方は、受給資格者証に期限がございます。更新後も該当する場合、手帳受け取り時に新しい受給資格者証をお渡しします。

身体障害者手帳1級、2級所持者で、再認定が必要な方
療育手帳A1、A2判定所持者で、再判定が必要な方
精神障害者保健福祉手帳1級所持者(2年に一度、更新が必要です。)

このようなときは届け出てください

- 受給資格者証を破損、紛失したとき
- 受給者の住所や氏名、振込先口座が変わったとき
- 加入保険が変わったとき
- 受給者の障害の程度に変化が生じたとき
- 受給者が死亡したとき



【お問い合わせ】

荒尾市 健康保険課 医療支援係(12)

☎0968-63-1420